

(別紙)

令和5年度における免許法認定講習の実施方法に関する特例について

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 大学等において開講する免許法認定講習のうち、令和5年度に実施する免許法認定講習については、令和6年3月31日までの間、令和4年度に引き続き、次の方法により行うことも認めることとする。

(講習実施形態について)

- ・ 講習を行う方法について、別添に示す変更届を提出することにより、以下の例のようなインターネット等を活用した形態によって実施することを可能とすること。ただし、テキストのみの学習による実施形態への変更は不可。

〈変更する実施形態の例〉

- ・ テレビ会議システム等を用いた同時双方向型の遠隔による講習
- ・ オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔による講習（授業の終了後すみやかに設問解答、添削指導、質疑応答による十分な指導を行うとともに、学生の意見の交換の機会が確保されているものに限る。）

※ 成績審査については、教育職員免許法施行規則第38条に基づき、これまでも試験による他、論文、報告書、その他による方法が認められており、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ適切な実施方法を選択すること

(変更の周知)

- ・ 免許法認定講習の認定を受けた以降に講習実施方法の変更を行った場合は、各開設者のホームページにおいて周知に努めるとともに、既に受講受付後の場合は、当該申込者に対して変更内容等について適切に連絡を行うこと

3. はじめから遠隔での実施を予定している講習については、認定通信教育で申請すること。

※免許法施行規則の一部改正により、通信教育の開設主体について、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会も追加され、通信教育の開設が可能となっている